

群労発基 0612 第6号
令和5年6月12日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局長



第10次粉じん障害防止総合対策（群馬局版）の推進について

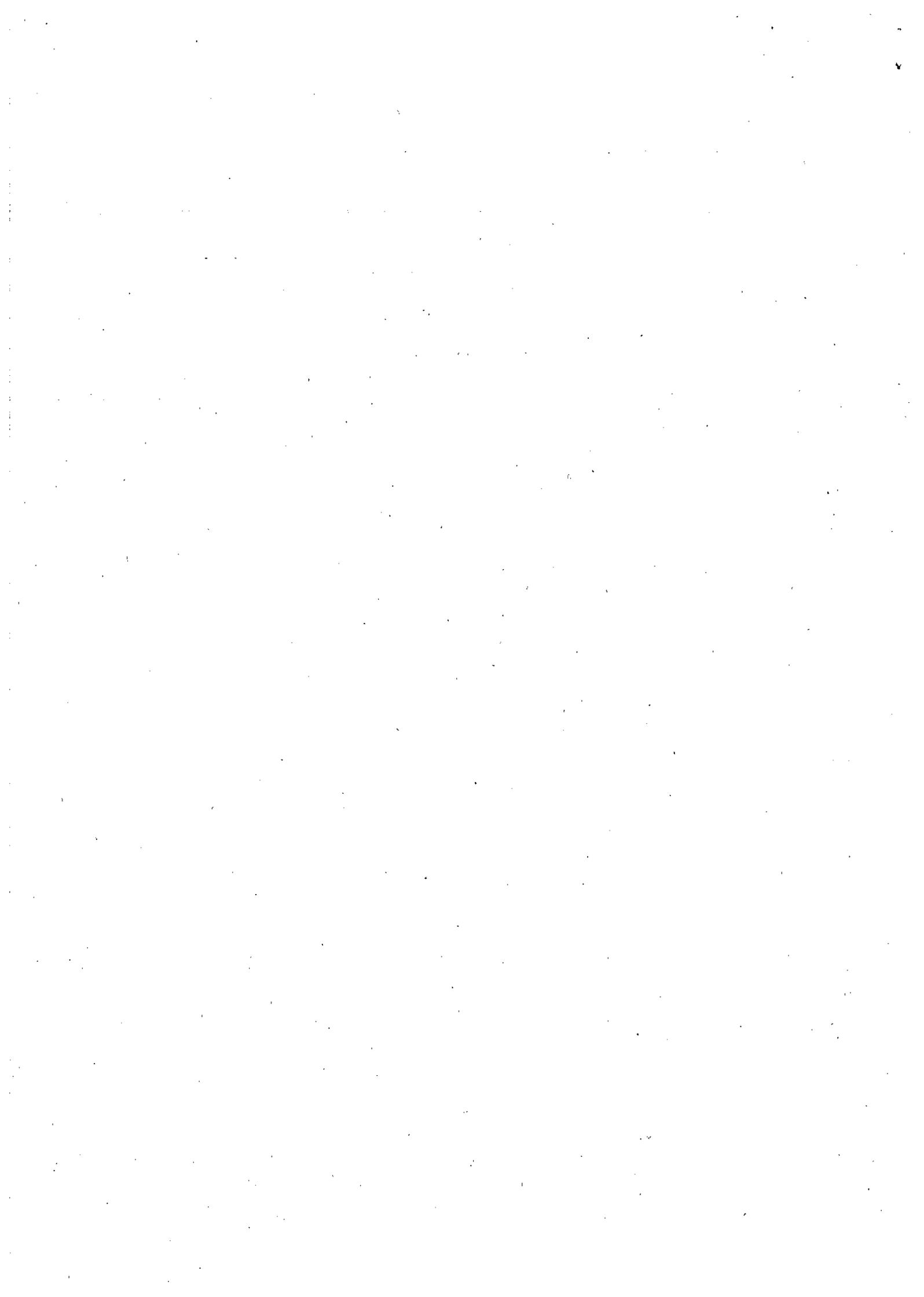
労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和35年法律第30号）との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、事業場の粉じんばく露防止対策水準の向上がみられ、成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別添のとおり、引き続き、第10次粉じん障害防止総合対策（群馬局版）を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（群馬局版）」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。



第10次粉じん障害防止総合対策（群馬局版）

第1 第9次粉じん障害防止総合対策期間中の状況と現状における課題

- (1) 第9次粉じん障害防止総合対策（以下「第9次粉じん対策」という。）は、業種別で① ずい道等建設工事、粉じん作業別で②屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り（屋外7号）及び屋外における鉱物等の破碎作業（屋外8号）、③岩石・鉱物・金属研磨等作業（7号）、アーク溶接作業（20の2号）、岩石・鉱物裁断等作業（6号）、④鑄込み等作業（17号）、砂型造形・解体等作業（15号）を重点に取り組んだ。
- (2) 第9次粉じん対策期間中のじん肺新規有所見労働者（以下「新規有所見者」という。）数は合計6人で、年別では、平成30年2人、令和元年2人、令和2年0人、令和3年0人、令和4年2人であった。目標の第8次粉じん対策期間と比較して20%以上減少（7人→5人）は達成できなかったが14%の減少となった。
業種別では、金属製品製造業3人、その他の土石製品製造業1人、鑄物業1人、電気機械器具製造業1人と全て製造業での発生である。
作業別では、岩石・鉱物裁断等作業（6号）1人、岩石・金属研磨等作業（7号）2人、炭素原料等破碎等作業（8号）1人、鑄込み等作業（17号）1人、アーク溶接する作業（20の2号）1人の有所見者となった。
- (3) ずい道等建設工事に係る労働安全衛生規則第90条第3号に基づく新規届出件数は、平成30年9件、令和元年5件、令和2年3件、令和3年5件、令和4年6件、合計28件であり、各年で増減はあるものの最近増加傾向を示し、第8次粉じん対策期間合計25件と比較しても増加している。工事内容は、山岳トンネル工事（NATM工法等）は少なく、都市部の下水道工事（シールド工法）が多くなっている。
- (4) 監督指導（重点対象区分：粉じん障害防止）結果では、第9次粉じん対策期間における111件の監督件数の違反数（全条文）104件のうち、じん肺法及び粉じん則に関するものは6件（5.8%）、そのうち使用停止1件、重措置事案2件となった。第8次粉じん対策期間における監督指導（重点対象区分：粉じん障害防止）結果の、113件の監督件数の違反数（全条文）107件のうち、じん肺法及び粉じん則に関するものは22件（20.6%）、そのうち使用停止2件、重措置事案15件と比較すると大幅に減少しており、粉じん対策水準は改善している。

以上の通り、新規有所見者は減少し、事業場の粉じん対策水準の向上がみられるが、遅発性疾患であるじん肺に対して長期的に粉じんばく露防止対策に取り組む必要性がある。

また、ずい道等建設工事は増加傾向であり、坑内作業場における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等の一部が改正（令和3年4月施行）されたことに加え、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置を強化するため、粉じん則等の一部が改正（令和6年4月施行）される等、作業環境および作業措置の改善は継続的に行われている状況にある。

よって、群馬労働局では第9次粉じん対策に引き続き、第10次粉じん障害防止総合対策を策定し、継続的な粉じんばく露防止対策を推進する。

第2 目的

本総合対策では、9次に渡る粉じん障害防止の推進状況を踏まえ、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置のほか、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進するため、中長期的な観点に立ち、対策の重点事項、労働基準行政が実施する事項及び、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)を示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第3 推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第4 目標

第14次労働災害防止計画(群馬局推進計画(3)イ「アウトカム指標」(カ)「化学物質等による健康障害防止の推進」)に基づき、令和5年から令和9年までの新規有所見者数を、5%以上減少(1名)(6人→5人)させる。

第5 総合対策の重点事項

次の事項を重点として推進する。

- (1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (3) じん肺健康診断の着実な実施
- (4) 離職後の健康管理の推進
- (5) 岩石・鉱物・金属研磨等作業、アーク溶接作業、岩石・鉱物裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（群馬局版）

第1 趣旨

事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置等を講じなければならぬが、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

群馬労働局管内では、第8次粉じん障害防止総合対策期間と比較し第9次粉じん障害防止総合対策期間にじん肺新規有所見者（労働者）が減少したが、依然として発生しており、継続的な粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

第10次粉じん障害防止総合対策においては、

- ①「呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底」
 - ②「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」
 - ③「じん肺健康診断の着実な実施」
 - ④「離職後の健康管理の推進」
 - ⑤「岩石・鉱物・金属研磨等作業、アーク溶接作業、岩石・鉱物裁断等作業対策」
- 以上の粉じん障害防止対策を重点に推進する必要がある。

第2 具体的実施事項

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実にすること。

(3) 改正省令に関する対応

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた（令和6年4月1日施行）ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2。以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に基づき、粉じん濃度が 2 mg/m^3 となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

- [1] 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業
- [2] 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- [3] コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施工する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成9年2月3日付け基発第70号）に基づく健康管理教育

を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

3 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成29年3月策定。以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

5 アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業に係る粉じん障害防止対策等の推進

事業者は、以下の措置を講ずること。

(1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底

イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

エ 健康管理対策の推進

オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

(2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

オ 特別教育の徹底

カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

キ たい積粉じん対策の推進

ク 健康管理対策の推進

また、事業者は、呼吸用保護具の使用を徹底するため、その要旨を当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。